



# 青森県果報

第二千二百二十七号

平成十五年一月二十四日(金曜日)

## 目次

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	健康福祉課	一
青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則	同	二
告示		
新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更	(市) 興町課	二
右 同	同	二
右 同	同	三
右 同	同	三
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高) 年齢福祉課	三
保安林の指定予定	(林) 政課	三
右 同	同	四
地籍調査事業計画	(農) 村整備課	四
公有水面埋立ての免許	(漁) 港漁場整備課	四
公告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(文) 化・スポーツ振興課	五
物品の購入に係る一般競争入札	(教) 育庁学校施設課	五

## 人事委員会

人事委員会規則一〇(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則)の一部を改正する規則	(総) 務・審査グループ	七
勤務条件の措置要求の手續に関する提出書類の書式例の一部改正	同	七
公安委員会		
型式の検定適合遊技機	(生) 活安全企画課	九

## 規 則

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木村守男

青森県規則第二号

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十六号)の施行期日は、平成十五年四月一日とする。ただし、別表第一の改正規定

〔「第四条」を「第五条」に、  

学 生	年 額	四九六、八〇〇円
-----	-----	----------

を

学部学生	年額	四九六、八〇〇円
大学院学生	年額	四九六、八〇〇円

に改める部分を除く。）は、平成十五年

一月二十七日から施行する。

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第三号

青森県立保健大学条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立保健大学条例施行規則（平成十年十二月青森県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(学科、入学定員及び編入学定員等)」に改め、第二条中、次の表の上欄に掲げる学科を置き、その入学定員は、それぞれ同表の下欄に掲げるを「置く学科並びにその入学定員、編入学定員及び編入学年次は、次の表の」に、同条の表中

入学定員	入学定員	編入学定員	編入学年次
百人	百人	十人	三年次
二十人	二十人	二人	三年次
四十人	四十人	四人	二年次

を  
に改める。

第八条を第九条とし、第三条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

(専攻、課程及び入学定員)

第三条 大学院に置く健康科学研究科に係る専攻、課程及び入学定員は、次のとおり

とする。

専攻	課程	入学定員
健康科学専攻	修士課程	二十人

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字佐井字磯谷に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字佐井字磯谷二三七の一、二三八の一、二三九の一、二四〇の一、二四〇の二、二四一、二四三の一、二四四、二七九の二から二七九の六まで、二七九の一四、二八〇の一、二八〇の三三、二八〇の三一、五七〇及びこれらの区域に介在する道路等である国有地の地先公有水面埋立地一〇、八〇七・二七平方メートル

青森県告示第三十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字佐井字黒岩に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字佐井字黒岩二七、三九の一、三九の六、三九の八、三九の一〇、八〇の一の地先公有水面埋立地九五四・七七平方メートル

青森県告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字佐井字黒岩に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字佐井字黒岩の水路である国有地に隣接し、並びに字黒岩二七、三九の一、三九の五、三九の六、三九の八、三九の一〇、八〇の一、八〇の二及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の地先公有水面埋立地二、九四七・二二平方メートル

青森県告示第三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、佐井村長から佐井村の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を佐井村大字佐井字古佐井に編入する旨の届出があつたので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡佐井村大字佐井字古佐井一、二の一、三から七まで、八の一、九の一、一〇の三、一一八の一、一一八の二、一一八の三、一一八の五、一二五の二及びこれらの区域に介在する道路である国有地の地先公有水面埋立地三、九二四・四二平方メートル

トル

青森県告示第四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

名称又は氏名	有限会社さいわいケア	住所	青森市中佃一丁目二六の一	居宅サービスの種類	痴呆対応型共同生活介護	居宅サービス事業を行う事業所	名称	グループ住宅さわやか	所在地	青森市中佃一丁目一七四の五四	指定期日	平成一五・一・四
--------	------------	----	--------------	-----------	-------------	----------------	----	------------	-----	----------------	------	----------

青森県告示第四十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があつたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

黒石市大字二庄内字杉ノ沢五の四、字鍵掛二二の二三

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

中津軽郡岩木町大字百沢字東岩木山二一八三

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び岩木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成

十四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市 花園一丁目、花園二丁目、松森一丁目、佃一丁目	花園一丁目、花園二丁目、松森一丁目、佃一丁目	平成十五年一月二十四日から同年三月三十一日まで

青森県告示第四十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十五年一月十六日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

青森市大字久栗坂字浜田六九一から七〇五及び一〇九三から一〇九五の地先公有水面

2 区域

次の ①の地点から ②の地点までを順次に直線で結んだ線及び ③の地点と ④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 青森市大字久栗坂字浜田一〇九三地先に設置された久栗坂漁港原点
- ②の地点 ①の地点から二五〇度四二分三七・六二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二五六度四八分一三七・一二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二二度四四分七〇・〇〇メートルの地点

3 面積

一〇、一一六・〇一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

青森市大字久栗坂字浜田六九一から七〇五及び一〇九三から一〇九九の地先公

有水面

2 区域

次の ①の地点から ②の地点までを順次に直線で結んだ線及び ③の地点と ④の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 青森市大字久栗坂字浜田一〇九三地先に設置された久栗坂漁港原点
- ②の地点 ①の地点から二五〇度四二分三七・六二メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二五六度四八分一六一・八二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二二度四四分九四・四五メートルの地点

3 面積

一五、八八一・四四平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

公

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十五年一月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアリバイブ

三 代表者の氏名

中村 司

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字中野四丁目六の九

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及びその周辺市町村の住民に対し、一切の宗教行事とは関係なく、また、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり、人生の最後を清潔に終えたいと願う人々に死後に湯灌を施して遺体洗浄を行うことを約束し、もつてその人々の晩年の日々を安寧なものとし、また、死者を清潔な状態で送りたいという遺族の願いをかなえることにより地域住民の福祉の増進に寄与すること、及び、高齢者へのパーソナルコンピューター操作指導を行い、地域住民の社会教育の増進に寄与することを目的とする。

物品の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十五年一月二十四日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、物品に要求する性能等は、入札説明書による。

電子計算組織 一式

二 納入期限

平成十五年三月三十一日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について、迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁学校施設課財務班

電話 〇一七 七三四 九八七三

2 入札書の提出期限

平成十五年二月四日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県教育庁 学校施設課入札室

(二) 日時

平成十五年二月十日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百二十三条及び第三百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、又はその者と契約を締結するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき、購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の受付期限までに青森県教育庁学校施設課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該製作仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違



反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:  
Computer System

2 Delivery period:  
31 March 2003

3 Delivery place:  
1 High school in Aomori Prefecture

4 Time limit for tender:  
4:45 p.m. 4 February 2003

5 Contact point for the notice:  
School Facility Management Division,  
Aomori Prefectural Board of Education  
2-3-1  
Shinmachi Aomori City, Aomori 030-8540  
JAPAN  
TEL: 017-734-9873

人 事 委 員 会

人事委員会規則一〇(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則)の一

部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年一月二十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一〇(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一〇(職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員が共同して措置要求をする場合にあつては、代表者の氏名

第六条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「要求者は、」の下に「第二項の規定により」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

共同して措置要求をする職員は、それらのうちから代表者一名を選任しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示十五第一号

昭和五十四年三月八日人事委員会告示五十四第一号(勤務条件の措置要求の手續に関する提出書類の書式例)の一部を次のように改正する。

平成十五年一月二十四日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

様式第一号の次に次の一様式を加える。





公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十五年一月二十四日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	17CRファイバーチキンハートJ	株式会社ダイドー
"	CRファイバー花月JXW	株式会社三共
"	CRおいつ鬼太郎Z	株式会社藤商事
"	CRパンプキングZ	豊丸産業株式会社
"	CR恐竜大陸V	株式会社ソフィア
回胴式遊技機	スノーキングR	株式会社ロデオ
"	カゼノヨウジンボウR	"

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭